

永久不滅ウォレット規約 一部改定のお知らせ

2020年3月31日をもって永久不滅ウォレット規約を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■永久不滅ウォレット規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第7条(会員と加盟店との紛議)</p> <p>1. 略</p> <p>2. 前条の他社ポイントへの交換及びその利用により会員に何らかの不利益が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第7条(会員と加盟店との紛議)</p> <p>1. 略</p> <p>2. 前条の他社ポイントへの交換及びその利用により会員に何らかの不利益が生じたとしても、<u>当社の故意又は重過失による場合を除き</u>、当社は一切責任を負いません。</p>
<p>第9条(第三者利用の禁止)</p> <p>1. 略</p> <p>2. 当社は、本ポイント利用時に入力された会員のネットサービスのID及びパスワードもしくは加盟店ウェブサイトにおけるログインID及びパスワードが、登録されたものと一致することを当社もしくは加盟店が所定の方法により確認したことをもって、会員本人による使用とみなします。それが第三者による不正使用であった場合でも、当社は利用された本ポイント残高の返還は行いません。また、その場合に会員に生じた損害についても一切責任を負いません。</p>	<p>第9条(第三者利用の禁止)</p> <p>1. 略</p> <p>2. 当社は、本ポイント利用時に入力された会員のネットサービスのID及びパスワードもしくは加盟店ウェブサイトにおけるログインID及びパスワードが、登録されたものと一致することを当社もしくは加盟店が所定の方法により確認したことをもって、会員本人による使用とみなします。それが第三者による不正使用であった場合でも、当社は利用された本ポイント残高の返還は行いません。また、その場合に会員に生じた損害についても<u>当社に故意又は重過失がある場合を除き</u>、一切責任を負いません。</p>
<p>第12条(規約の改定等)</p> <p>1. 当社は、本規約の一部又は全部をいつでも改定できます。この場合、当社は、ホームページでの掲載等、当社所定の方法により会員に告知します。</p>	<p>第12条(規約の改定等)</p> <p>1. <u>当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ(https://www.saisoncard.co.jp/)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。</u></p> <p><u>(1)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(2)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</u></p> <p>2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ</p>

<p>2. 当社は、経済環境の変化その他相応の事由があると当社が判断したときは、いつでも本サービスの全部又は一部を変更、中止又は廃止できます。<u>その結果会員に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わず、何らの補償を行いません。</u></p>	<p><u>(https://www.saisoncard.co.jp/)において告知する方法又は会員に通知する方法その他当社所定の方法により会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</u></p> <p>3. 当社は、経済環境の変化その他相応の事由があると当社が判断したときは、いつでも本サービスの全部又は一部を変更、中止又は廃止できます。</p>
---	--

以上